

神戸常盤大学短期大学部 奨学寄附金取扱規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、神戸常盤大学短期大学部（以下「本学」という。）における奨学寄附金の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第 2 条 この規程における「奨学寄附金」とは、本学において教育研究の助成を目的に受入れる寄附金をいう。

(受入の原則)

第 3 条 奨学寄附金は、本学の教育研究上有意義であり、かつ、教育研究に支障が生じるおそれがないと認められる場合に限り受入れるものとする。

第 4 条 奨学寄附金は、次の各号のいずれかに該当するものは、これを受入れない。

- (1) 寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲渡することとされているもの
- (2) 寄附金の使途について、寄附者が会計検査を行うこととされているもの
- (3) 寄附金による教育研究の結果、得られた知的財産権その他これらに準ずる権利を寄附者に譲渡し、又は使用されるもの
- (4) 寄附申込後、寄附者がその意思により寄附の全部又は一部を取り消すことができるもの
- (5) 奨学寄附金を受入れることにより新たに財政負担を伴うこととなるもの
- (6) その他本学の教育研究に支障があると認められるもの

2 前項の規定にかかわらず、学長が特別な事情があると認める場合は、これを受入れることができるものとする。

(申込み)

第 5 条 奨学寄附金を受入れようとする者は、別に定める奨学寄附金受入申請書に奨学寄附の申込みをしようとする寄附者からの申込書を添えて学長に提出するものとする。

2 寄附者の意向により、職務上の教育研究の助成を目的とする寄附を、本学の教員個人が受入れる場合には、教員は当該寄附を受領後、速やかに、本学に寄附を申し込まなければならない。

(受入の決定等)

第 6 条 奨学寄附金の受入の可否は、学長が決定する。

(支出手続き)

第 7 条 奨学寄附金は、大学会計に収納後、間接経費として原則 10%を差し引いた額を寄附の目的にしたがって支出する（以下、間接経費を除いて支出する奨学寄附金を「奨学寄附研究費」という。）。

(使 途)

第8条 奨学寄附研究費の執行は、寄附者の趣旨に沿って、本学経理規程にしたがって行うものとする。

(事 務)

第9条 奨学寄附金に関する事務は、学術推進課で行う。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、運営委員会の承認を得るものとする。ただし、学長が必要と判断する場合は、教授会の議を経るものとする。

(附 則)

この規程は、平成22年4月1日より施行する。

この規程は、平成27年4月1日より施行する。

この規程は、平成28年4月1日より施行する。